

調査・研究事業実施規則

(規則の準拠)

第1条 この規則は、一般財団法人広島県勤労者福祉推進協会（以下「この法人」という。）の定款第4条第2号に基づき、勤労者の生活及び福祉の向上に関する調査・研究事業の実施について定める。

(目的)

第2条 勤労者の生活及び福祉の向上に関する次の項目につき、学識経験者等に調査・研究を依頼し、勤労者にその成果を提供し、生活の安定及び福祉の向上に供することを目的とする。

- (1) 健康・保健に関する項目
- (2) 各種年金の給付及び手続きに関する項目
- (3) 貯蓄又は財産形成に関する項目
- (4) 住宅建築・住宅資金貸付に関する項目
- (5) 余暇利用及びスポーツ施設に関する項目
- (6) 趣味、教養に関する項目
- (7) その他これらに類する項目

(調査・研究依頼)

第3条 この法人は、理事会の承認を経て、前条各号につき学識経験者、公共団体、公的研究機関及び専門的知識を有する団体又は個人に調査・研究を依頼する。

(調査・研究結果)

第4条 調査・研究の結果は、機関誌及びインターネットを通じて広く勤労者を対象に告知することとする。

(調査・研究への報酬)

第5条 調査・研究先へは理事会の承認を経て適切な報酬を支払う。

(疑義)

第6条 この規則に疑義を生じたときは、理事会での決議により決定する。

(改 廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は、この法人の移行（設立）の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。